

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

F/80/1/WP.1

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: United Kingdom, France, Italy, Ethiopia, Vietnam, Philippines, Switzerland, Slovakia, Serbia, Norway, Australia, Tajikistan, Kenya, United States and India

第 80 回国連総会第一委員会は、

現在人工知能（以下 A I）の急速な発展と普及、技術が一部の国家・企業に集中し、またこれらが人間に及ぼす影響を既存の人類に対する脅威と同等のものであり国際社会全体の重要な課題となっている現状に遺憾に思いながら言及し世界規模の国際的ガバナンスを制定することを強く望み、

中立的な機関を設立してその運用を行うことを是認し、

運用状況の監査のため査察を行うことに賛成し、

誤作動に関してその状況に応じた確実な判断のための判断機関を設置することに好意を示し、

国際法を遵守し人権を守る開発のため軍事利用に制約を課すことを強く望み、

技術の平等な普及のための努力に好意を示し、

またその存在がいかなる思想・組織からも独立して運用を進めることを強く望み、

1. 国際社会に、責任ある研究を基盤とする安心で信頼できる高度な AI システムの普及と、世界中のあらゆる人々の技術への公平なアクセス・利益の享受の保障、国際社会で足並みをそろえて倫理的・法的な基準を遵守し、国際的な安全保障や民主主義的価値の促進に寄与する、統一された包括的ガバナンスの制定を行うことを可能にするため、透明で安全かつ公平な AI の開発・利用に関する監査・管理を行う中立な国際的組織である世界人工知能機関（以下 WAA）を設立するようにするように強く促す；
2. 世界人工知能機関は、国際連合に所属する機関として設立され、国際機関としての中立性を保ちつつ、その他の国際機関と AI ・その関連分野において緊密な連携をとる。WAA は締約国とその理念に賛同した関連企業・技術者で構成され、基準の制定や議論、委員の任命等業務を行う総会、査察委員会、検討委員会、損害賠償を担う部署といった組織から成ることを承認する；
3. 世界人工知能機関は、安全・安心・信頼できる、公共の利権へ寄与する AI の開発・利用のために AI のリスクを検証することを目的とし、軍事・生成 AI のテストと定期的な査察を行うことを要請する：
 - a. WAA の総会で決定された安全性・倫理基準を満たし、生成物には AI で生成したことを明示する表示が常に利用者・閲覧者が認識できる状態で提示され、AI の暴走を防ぐために人間がその作動を完全に停止させられる機能が搭載されており、また指示文（プロンプト）を個人情報保護に最大限の配慮を行ったうえで完全に記録・保持することが開発者によって保証され、これらが WAA が行うテストにおいて認められものに限り WAA 認定マークを授与する、
 - b. WAA 認定マークがない AI に関しては加盟国間において利用及び輸出入を禁止する、
 - c. WAA は、AI 開発・利用に関するリスクを検証することを目的とし、AI 開発を行う企

業・施設の査察・開発された AI の査察を定期的に行う。これらの査察は、人類に脅威を及ぼしうる人工知能が不能となって破壊され、もしくは検証可能な形で認められた目的に転用されるようにする、

- d. 加盟国はすべて、AI の利用状況や誤作動時の対応やその改善点といったものを記載した報告書を毎年 WAA に提出することを義務付ける、
 - e. 査察官はまた、検証において基準を満たさない・欠陥が認められた AI が査察官の立会いの下に削除されることもする。著しく人類・その他環境に悪影響を及ぼすものもしくは度重なる違反が見受けられる開発組織・開発者においては WAA 締約国が技術・資産の凍結、刑事罰といった制裁も行う；
4. WAA は、生成 AI による誤情報・ディープフェイク・誤作動等による問題・被害に対応するため、訴えが起こりその訴えに合理性が認められた場合は WAA が責任やその後の判断を行うことを支持する：
- a. 判断は加盟国の推薦・任命を受け総会における同意を得た、いかなる組織・国家・思想から独立した存在である検討委員会が行う、
 - b. 検討委員会は、個人情報や基本的人権への最大限の配慮をしたうえでそのプロンプト等保存情報を検討し、プロンプトにおいて利用者の明らかな故意が認められるか否かを重点的に確認・議論し、利用者及び開発者の事案における責任の度合いを判断する、
 - c. WAA は検討委員会の判断に基づき、状況に応じた技術的・経済的制裁を行うよう各国に義務付ける、
 - d. WAA は、WAA 認定マークがついた AI による過失に関しても検討委員会のもと、プロンプト・開発コードを検討し開発・使用の各段階の原因の究明を行う、
 - e. 開発段階でのミスが発覚した場合には開発組織の損害賠償、監督、改善を行い、AI に問題がみられなかった場合には、過失の意志に依らず最終判断責任者および使用責任者の責任とする、
 - f. 認定マークがついていないものを利用した場合、開発者に関しては認定マークが授与されていない製品を公開したこと、利用者に関しては認定されていない製品を利用したことに関して責任を負う、
 - g. 戦時の利用に関しては、明確な判断が難しい場合には国際司法裁判所・国際刑事裁判所に判断を最終的に委託し、その捜査・資料提供に WAA は最大限の協力を行う；
5. WAA は、人権・国際人道法を順守した AI の利活用を促進するため、軍事利用に関する制約を課すことを強調する：
- a. WAA は、人間がその攻撃判断の決定に関与せず、無差別で非人道的な被害をもたらしうる AI 兵器は開発・保持・利用を厳しく非難し、これを禁ずる、
 - b. AI の軍事利用においても AI を搭載した武器の使用フェーズを戦場への配備・兵器の操作・攻撃判断の 3 段階に分け、その各段階での最終決定を人間が担うことを義務づける、
 - c. 上記の条件を満たしかつ認定マークを与えられた軍事用 AI であっても、その用途はあくまで自国の防衛のみに限定し、攻撃での利用は容認せずその利用があった場合はその利用者を激しく非難する、
 - d. そうした事態に対応するために、WAA は、命と権利を守る国際的対応が迅速かつ効果的に行われるように調整し、かつ非人道的な AI 兵器が使用されたとの訴えを効率よく調査できるように、定期的にその能力をテストし、その監視と暴走の抑止を図る、
 - e. 上記の事項に反する点が認められた製品に関して、WAA は改善と場合に応じた削除を

開発者・利用者に要求する,

- f. これを遵守しない利用が認められた際、WAA はその利用者を厳しく非難し各国へ軍事・経済・技術的制裁を促すこともする;
6. WAA は、全世界において一部の国・企業による技術と利益の独占を防ぎ、あらゆる国・地域・背景の人々が健全かつ平等な A I の有効活用と利益の享受を保障・促進するため、これらを行うことを奨励する;
 - a. WAA は人類を AI の脅威から守る規制であると同時に、技術の持つ可能性を最大限に引き出す基盤である,
 - b. WAA は、情報と技術を知的財産として最大限の配慮をしたうえで、健全な競争を生み出しかつ普遍的で平等な AI の利用を可能にするため、インフラの整備や技術利用に関するアクセス向上への経済的・人的・技術的支援と努力を加盟国・賛同企業と協力のもと行う;
 7. WAA は世界中のあらゆる人々が安心・公平に AI の恩恵を享受できる未来を実現するため、いかなる国家・思想・団体からも独立した中立的な国際機関として設立される。WAA の監査・指導・制裁は、一方的な監視や支配、特定の勢力の弱体化を目的とするものではなく、常に各国の主権を最大限尊重し、公平・協調の原則のもとに運用されることを決定する。